

# 会 議 録

## 1 会議名

令和元年度第9回吉川区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ・協議事項（公開）

(1) 自主的審議事項について

(2) 部会検討事項等について

(3) 令和2年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について

(4) 吉川区地域協議会活動報告会の実施について

### ・報告事項（公開）

(1) 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について（事務局報告）

(2) 消防団適正配置の今後の取組について（事務局報告）

## 3 開催日時

令和元年12月19日（木）午後6時30分から午後8時24分まで

## 4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、上野康博、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、片桐雄二、  
加藤正子、佐藤 均、関澤義男、中村正三、平山英範、山岸晃一、  
山越英隆、横田弘美

・事務局：小林所長、大場次長（総務・地域振興グループ長兼務）、渡邊市民生活・  
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務、以下グループ長はG長と表  
記）、南雲地域振興班長、保高班長

## 8 発言の内容

### 【大場次長】

・会議の開会を宣言。

・委員13人の出席を報告。

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・大滝委員から、会議に遅れるとの連絡があったことを報告。
- ・会議録の確認：片桐雄二会長

#### 【片桐雄二会長】

- ・挨拶

#### 【大場次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務める。

#### 【片桐雄二会長】

- ・当日の次第の確認
- ・次第の3、報告事項に移る。
- ・最初に会長報告だが、本日、私から報告する事項はない。
- ・委員の皆さんから、報告等はないか。

#### 【片桐利男委員】

- ・総合事務所の時間外受付について、9日の市議会総務常任委員会で取り上げられた。本会議でも17日に取り上げられ、両日ともに私は傍聴に行ってきた。
- ・17日の様子は、かなり細かく公表されているが、9日の委員会の様子はあまり細かく公表されていないので、私なりのメモを作成した。議事録ほどのものではない。皆さんが帰る際に配りたい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・他に発言はないか。  
(発言を求める者なし。)
- ・発言がなければ、事務局報告に移る。

#### 【大場次長】

- ・総合事務所の時間外受付の見直し方針等については、10月17日に開催された第7回吉川区地域協議会において、自治・地域振興課が、修正した時間外受付の見直し方針等の内容を説明したが、資料を用意できなかったことから、委員から、後日でよいので町内会長連絡協議会の説明資料を示してほしいとの要望があったため、本日、報告資料No.1を用意した。
- ・資料は、11月26日に開催した町内会長連絡協議会における説明資料なので参考

にしてほしい。

- ・次に、消防団適正配置の今後の取組について報告する。

(報告資料No.2を基に説明。)

#### 【渡邊G長】

- ・今年、民生委員・児童委員の一斉改選の年だった。民生委員・児童委員は、定数14名のところ、再選が4名、新任が10名、主任児童委員は定数1名のところ、新任1名がそれぞれ決定し、12月1日付け、3年間の任期で厚生労働大臣の委嘱を受けた。
- ・住民向けには各町内会に12月1日号の広報と併せてチラシを配布し、そのチラシの裏面に吉川区内の委員15名の氏名、担当地区等を表示して、回覧で周知した。

#### 【片桐雄二会長】

- ・事務局報告の内容に対し、何か質問等はないか。  
(発言を求める委員なし。)
- ・発言がないようなので、4 協議事項に移る。
- ・(1) 自主的審議事項について協議する。
- ・先月の地域協議会で、吉川区総合事務所長宛ての質問書を提出することで合意された内容を、協議資料No.1のとおりまとめた。皆さんの了解を受けた内容を、そのまま質問する事項の部分に転記して、文書の形に作成した。
- ・この内容で、総合事務所長に提出したいので、皆さんの了解を得たい。
- ・何か質問等はあるか。

#### 【薄波委員】

- ・4つの項目に関してはこの内容でよいと思うが、今までとこれからの違いが明確に分かるような資料にして回答してもらいたい。
- ・放送が行われる場合の手順について、質問書では電話が転送されたり、職員が登庁したりと、タイムラグが発生する可能性に触れてあるが、今までと比べてどのくらい手順が増えて、どう違ってくるのかが分かるような説明資料にしてもらいたい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・その意見は、回答に対する要望ということでよいか。

#### 【薄波委員】

- ・回答の仕方のことだ。資料として、これまでの手順はこうだったが、これからはこういう手順になるという違いが分かるような形の資料にして、教えてほしい。

【片桐雄二会長】

- ・回答の内容を見て、更に質問が発生すれば、またその回答事項に対して質問したらどうか。まずは回答が示されないとその内容が分からないので、回答を確認する中で質問したらよいのではないかと思うがどうか。

【薄波委員】

- ・分かるように回答を作ってほしいということを、予めお願いしている。

【片桐雄二会長】

- ・回答の内容を協議するべきなのかと思うが、今は、質問書の内容がこれでよいかを確認している。

【薄波委員】

- ・質問書はこれでよいと思う。

【片桐雄二会長】

- ・では皆さん、質問書はこの内容で決定する。

【小林所長】

- ・皆さんの質問は承る。
- ・今回の時間外受付の見直しについては、片桐委員の報告にもあったが市議会でも総務常任委員会或いは総括質問、一般質疑等で議論された。その結果も踏まえて17日に機械警備導入に伴う補正予算が可決された。
- ・市としては来年4月のスタートに向けて、より丁寧な説明、そして市民の理解を得られる形での準備を進めたいと考えている。ついては、委員の発言にもあったが、事務所長間で基準の統一をどこまで図られるか、現在、摺り合わせをしており、自治・地域振興課が出向いて、市民の皆さんや地域協議会に報告、説明する機会を持ちたいと検討している。
- ・質問に伴う市の全体の部分も、次回以降の地域協議会に職員が出向いて説明をするし、総合事務所でもそれぞれの体制がどのような形になるのか、現在の職員体制で模擬的に行って課題の洗い出しをしていきたいと思っている。
- ・区としての考え方と統一的な部分とを合わせていかなければいけないので、申し訳ないが、質問書にある報告期限は1月16日ではなく、これからの動向も踏まえながらになると理解してほしい。自治・地域振興課が出向いて説明し、現在の吉川区が採ってきた体制と統一的な考えの中での整理を併せて皆さんや住民に対して説明していきたいので、理解願いたい。

**【片桐雄二会長】**

- ・総合事務所長から話が合ったところだが、皆さんから発言はないか。  
(発言を求める委員なし。)
- ・それでは、1月16日までにと記載して、質問書を提出したいと思っているのだが、総合事務所長は16日には確約できないとの話をしているということによいか。

**【小林所長】**

- ・住民説明も踏まえての話になるが、それらの日程の調整がつけば、皆さんにお知らせしたい。

**【片桐雄二会長】**

- ・いずれにしても、私たちの任期が間近なので、担当課にも要望してもらって、なるべく早い時期に、少なくとも2月の地域協議会には何としても報告してもらいたい。回答が固まり次第、示してほしい。
- ・皆さん、以上でよろしいか。

**【山岸副会長】**

- ・説明会が予定されているようだが、地域協議会はもとより、町内会長連絡協議会まで終わらないように。
- ・時間外受付の廃止、変更は全住民に影響がある。できれば吉川区の全住民が来て説明会を聞けるような場面を作ってほしい。

**【小林所長】**

- ・現時点では、どういう範囲を対象に行うかも確定していない。とにかく吉川区全体に向けて説明会を開催してその周知をする、或いは地域協議会に対しても自治・地域振興課の職員が出向いて一緒に説明をする方向で検討しているので、今ほどの意見も踏まえて、今後の調整があることだけは理解してほしい。

**【片桐利男委員】**

- ・9日にあった総務常任委員会で担当課長が、各区の防災行政無線の運用については、各区と協議して取り組みたいと言っていた。
- ・覚知から放送まで区によって統一が取られていないことに対し、ある程度、皆さんから理解してもらえるような形で整理されるものと思う。

**【片桐雄二会長】**

- ・それでは次に、協議事項(2) 部会検討事項等について、協議する。
- ・各部会から活動等に関する報告などはないか。

(各部長から「報告なし。」の声あり。)

- ・続いて「(3) 令和2年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について」である。
- ・このことについて、事務局から説明願いたい。

#### 【保高班長】

- ・前回の地域協議会での決定に基づき、各委員から地域活動支援事業の募集及び審査等に係る課題等が提出された。とりまとめた結果は、協議資料No.2のとおりである。  
これを基に、皆さんで協議してほしい。

(協議資料No.2を基に説明)

- ・「(1) 他に類似する補助制度がある提案の取扱いについて」に関し、○印の1つ目と2つ目に対する対応は、参考添付した審査要領の(㉞)の箇所に定める特例事項を削除するかどうかになる。
- ・3つ目の○印に関し、市でも補助事業のリスト化に関してこれまで以上に確認を強化したいと考えているが、この提案には、他の補助事業が使えるなら採択方針の(㉟)の箇所に定める例外規定を削除したほうがよいとの意見も含まれているようだ。この一文を削除するかどうか皆さんに検討してほしい。
- ・「(2) 継続事業の取扱いについて」に関する意見は、現行で(㉟)の箇所の連続した3年を限度とすると定めている規定を変更してはどうかという内容である。
- ・「(3) 提案団体の代表者である委員の取扱い」に関する意見は、(㉞)の箇所に定める例外規定を削除して、協議の段階の発言も控えてもらうべきという意見である。
- ・「2 提案募集に関する課題」に関し、地域活動支援事業の周知には事務局も引き続き努力するので、委員の皆さんにも事業のPRや地域提案の掘り起こし等に協力願いたい。但し、手続きの簡素化に関しては、地域活動支援事業も市の補助金交付規則に則って事務を行っており、これを逸脱した手続きの簡素化はできない。
- ・「3 その他」のうち、1つ目の○印の課題に関しては、過去に地域活動支援事業で第3セクターが会社として行う事業に補助金を交付した例はない。しかし、提案した別組織の事務局を施設の運営団体が務めていた例があるので、どう対応するかは吉川区地域協議会として検討してほしい。
- ・最後に、ソフト事業を重視した対応からハード事業への転換を求める意見だが、区の採択方針等は市全体の地域活動支援事業に関する方針から逸脱することができない。親となる市の方針の中で許される範囲でのみ地域事情を加味できるので、この意見には対応できないことを事務局として回答する。

- ・本日、委員に決定してもらえれば、1月の地域協議会には、採択方針と審査要領の修正案を準備する。

#### 【片桐雄二会長】

- ・まず、区の審査要領の中で、㊦箇所を削除したほうがよいという意見があったのだが、このことに対して、皆さんから意見はないか。

(発言を求める委員なし。)

- ・以前にも、このことは議論されたことがある。他に補助事業がある時に、地域活動支援事業で、より高い補助率で採択してしまうと不公平が生じるので、例外規定を削除するべきではないかということだが、皆さんとの協議で判断したい。

#### 【片桐利男委員】

- ・私の意見は、上から3つ目の○印のものだが、今、協議していることと関連がある。
- ・同じ事業内容が認められる補助金が他にもあるために、それと同じ補助率で採択した案件があったと思う。採択審査での全委員による採点の結果に関わらず、例外規定を適用しなかったので、私は全ての但し書きをなくしたほうがよいと思う。

#### 【薄波委員】

- ・私は、現状のまま残すべきと思うが、ただ、条件がいろいろとあるものと思う。
- ・審査要領の文面には、廃止された他の補助制度と規定され、「廃止された」という言葉が入っている。現在も続いている補助事業であれば同一の補助率でよいと思うが、過去に補助事業があったが今はその事業が廃止されている場合は、時間の経過とともに、事業の実施内容、予算等も変わってくる。例外がなければ、過去にあった補助事業の補助率でしか補助できないことになるのだが、この場合には時間の経過とともに補助額を上乗せしてもよい時期もくるのではないか。そうしたことを想定すれば、このまま例外を残しておいてよいと思う。
- ・今も存続している補助事業との比較であれば、同率でよいが廃止された補助事業と比較するなら、やはり地域協議会で協議したほうがよい。

#### 【山岸副会長】

- ・私は、上から2番目の記述のとおり、特例事項をなくしたほうがよいと提案した。
- ・今回、住民の生命、財産を守るサイレンの設置に係る事業を提案したが、類似事業があることから、その類似事業の補助率を超える補助率では採択されなかった。
- ・どんな重要なことでも、他に補助事業があるならそっちを使うようにとの判断があったので、提案者に変な期待を持たせるより、例外規定をなくしたほうがよいだろ

う。例外規定は要らない。

**【片桐雄二会長】**

- ・薄波委員に聞きたい。例えば今年、補助事業が廃止され、次の年に地域活動支援事業に提案があったとする。そのような場合に、廃止された補助事業の補助率を超えて認めることができるとなると、1年待ったほうが有利になるという可能性も含んでいるということになるのか。

**【薄波委員】**

- ・可能性はある。

**【片桐雄二会長】**

- ・承知した。
- ・㊦、㊧の箇所は関連しているが、但し書きの記述を残したほうがよいとの意見もある。皆さんから他に意見がないなら、どちらにすべきか多数決を採りたいと思う。
- ・特例事項をなくしたほうがよいと思う委員は挙手してほしい。

(4人が挙手。)

- ・特例事項をそのまま残したほうがよいと思う委員は挙手願いたい。

(7人が挙手。)

- ・皆さんの判断は、特例事項をそのまま残すべきとのことだった。では、そのようにする。

(大滝委員が遅れて入場し、着席。)

**【片桐雄二会長】**

- ・次に継続事業の取扱いについてだが、これは以前、採択方針検討委員会から提案された内容だ。
- ・継続事業は3年まで、10年期間は3回までというのは、どういう意味か。

**【佐藤委員】**

- ・説明不足だった。私の意図は、継続事業は3年まで、同じ提案を10年間に3回まで認めるという内容だ。

**【保高班長】**

- ・事務局の立場では、今の意見について皆さんに確認してもらいたいことがある。
- ・大まかには今の意見を理解できたのだが、継続事業は3年というのは、3年で1サイクルと考えてよいものか。

**【片桐雄二会長】**



- ・事務局の心配は、3年間の事業を行って、1年休んだら再び3年間の事業を行えるかということだろうが、佐藤委員は、連続3年までだが1年休んでも10年間の内に3回取り組めば採択できないという意図だと思われる。だから、基本的には10年間で3回までということだろう。佐藤委員、それで間違いないか。

(佐藤委員が「はい。」と回答。)

- ・基本は、それが連続であろうと、飛び飛びであろうと、10年間で3回までということだ。そういう理解の上で、皆さんから意見を出してほしい。

(発言を求める委員なし。)

- ・意見が出ないのだが、去年、吉川区の採択方針を検討してもらった時のことを思い出してもらいたい。同じ団体ばかりが地域活動支援事業に応募してくるとの問題点があって、地域活動支援事業の基本的な考え方にも自立の支援というのがあるので、連続3年も続けたら自立して事業を続けてもらわないと困るという見方から、今の規定にしたと記憶している。
- ・それを思い返してもらって、皆さんの考えを出してもらいたい。

#### 【関澤委員】

- ・この記述は、このままでよいのではないか。長峰城に関連する事業も3年も4年も取り組んできて、やっと脚光を浴びるようになった。過去にもやはり、何年も取り組んでやっと成果が現れた事例もある。私は、但し書きの中で地域協議会の委員が協議して決めるのがよいと思う。

#### 【薄波委員】

- ・提案を制限する訳ではないだろうが、10年間で3回までと入れておいたほうがよい。現行の「連続した3年を限度とする。」という記述だと、計算上は10年の間に8回も同じ提案をすることができる。そのことの善し悪しは別の話で、いっそ、条件を全くなくして地域協議会で協議するのもよいと思うが、様々な提案を出してほしいという観点からするなら、同じ提案は3回までとしておくのもよいかと思う。

#### 【片桐雄二会長】

- ・皆さんの判断も様々だろうが、提案者が少ないことも加味して考えるべきと思う。今年は提案総額が少なかったのも事実だ。そのことも加味して考えてほしい。
- ・今の議論には、但し書きを削除すべきという意見はない。10年間で3回という条件を入れるかどうかだ。

#### 【五十嵐委員】

- ・継続事業は3年までというのは現在の記述のとおりだが、10年間に3回というのがよく分からない。継続した事業に3年取り組んで、また同じ事業を10年の内であればもう2回取り組めるということか。

【片桐雄二会長】

- ・できないということだ。10年間に同じ事業は3回までということ。

【五十嵐委員】

- ・10年間に3回までというのがよく分からない。

【片桐雄二会長】

- ・例えば1年置き、2年置きであっても、10年間に3回補助を受けたらそれ以上に提案ができないという内容だ。同じような提案というのも微妙だが、ある団体が提案して、今度はああいうこともしたい、こういうこともしたいという時に、同じような内容だったら、10年間で3回しかできないので、それ以上は認めないという基本的なルールづくりをしようとの意見だ。

【五十嵐委員】

- ・分かった。要は、連続した事業は3年まで、または10年間に3回までとすればすっきりするのだろうか。

【片桐雄二会長】

- ・そういうことだ。
- ・それではまず多数決で決定してから、文言の修正があれば協議したい。
- ・継続事業は3年まで、または10年間で3回までとする文言改正を行ったほうがよいと思う委員は挙手してほしい。10年間で3回までと入れる改正だ。

(8人が挙手。)

- ・では、現行の文言がよいという委員は挙手してほしい。

(5人が挙手。)

- ・五十嵐委員から指摘があったように、「継続事業は3年まで、または10年間に3回まで」というように文言を修正する。但し書きはそのまま残すが、基本的事項はそのように直すこととする。皆さん、それでよいか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・次に(3)の提案団体の代表者である委員の取扱いだが、(㊥)に示された協議に参加することを除外するものではないという文言を削除し、協議にも参加できないことにしたほうがよいという提案だと思う。これについて皆さんの意見を聞きたい。

#### 【中村委員】

- ・協議には参加してもらってもよいのではないかと。但し、ここにも書いてあるがPRに繋がるような意見、発言というのは該当する委員の自覚だと思う。
- ・我々も話を聞けば、この内容はどうかというのが必ず分かるはずだ。その辺りは委員の判断というか、モラルというか、そういうものでよいものと思う。協議への参加までを制限してしまっただけでは、それも少々、違うのではないかと。

#### 【片桐雄二会長】

- ・一応、協議に参加できないのは代表を務める団体による提案のみであることを確認しておく。

#### 【五十嵐委員】

- ・この意見の提案者に聞きたいのだが、プレゼンテーションの場をどのように考えているのだろうか。プレゼンテーションに立ってはいけないとか、プレゼンテーションをしてはいけないとか。

#### 【片桐雄二会長】

- ・プレゼンテーションは問題ない。要は委員間協議の場で、提案事業の協議には参加しないという内容だと思われる。
- ・他に意見がなければ、多数決を行いたい。但し書きを削除して、協議にも参加できないことにするという提案内容に賛成の委員は、挙手願いたい。  
(2人が挙手。)
- ・では、現行のままの内容でよいと思う委員は挙手してほしい。  
(11人が挙手。)
- ・それでは、現行のままの内容とする。
- ・次年度の吉川区での採択方針等に反映すべき事項は、以上のように決定した。

#### 【片桐利男委員】

- ・私が課題を提案した④の箇所というのは、別の補助制度があることを知らないで見過ごしてしまうという懸念を示したものだ。ならば、見過ごしを防ぐためにどうすればよいかということで、提案された事業内容に対しては担当課で様々な検討をして意義を唱えてくることのあるかも知れないのだが、そのような中で担当課から、このような補助事業があるよという所見を添付してもらえよう提案している。
- ・そういう根拠がなければ、「但し、地域協議会が必要と認めた場合」というのが何を必要と認めているのかが全く分からなくなってしまうので、このようなことを提出

させてもらった。そのことの取扱いはどうするのか。

**【片桐雄二会長】**

- ・④の関係は現行どおりとすることに決まったはずだ。片桐利男委員は補助率の見直しが必要だと提案しているのか。

**【片桐利男委員】**

- ・ここにあるとおり、他の補助事業があるのかないのか、これを提案事業の担当課に調べてもらって、あるとかないとかという助言をもらいたいのだ。

**【片桐雄二会長】**

- ・そのことなら事務局から説明があった。今後も事務局だけではなく市役所でも補助事業があるかどうか細心の注意を払って確認をし、提案者に対してそれなりの指導を徹底するという事だった。
- ・片桐利男委員と同様、見過ごす恐れへの心配はあるが、現行の状況では基本的にすべて確認するという回答を得ているところで、それしかない。
- ・当然、提案者に対しては、そういうことを含んで指導してもらわないと、我々も間違った判断をすることになる。そこは徹底してもらおうよう、再度、申し入れたい。

**【片桐利男委員】**

- ・事務局はそれでよいのか。

**【小林所長】**

- ・今の発言は当然のものだ。事務局でも最善のチェック体制をもって対応したい。
- ・人間或いは職員が行う行為であり、絶対に間違いがないようにしたいとしか答えられない。今から万一などという想定はすべきでないので、会長の理解のとおり整理してもらえればよい。

**【片桐雄二会長】**

- ・それでは、「(4) 吉川区地域協議会活動報告会の実施について」を議題とする。
- ・吉川区の市民に向けてどのような形で活動報告をするかに関しては、書面で配布したほうがよいのではないかという議論もしたのだが、自治・地域振興課からは報告会をしてほしいとの要望があったようだ。
- ・その辺りも含めて、事務局から説明願いたい。

**【保高班長】**

- ・会長が述べたことを含め、協議資料No.3に記載した内容の全てを一通り説明する。
- ・来年4月に地域協議会委員の改選を控え、現在の委員による4年間の地域協議会活

動の報告と、新委員の募集及び地域活動支援事業の提案募集に係る周知を行うための活動報告会の開催について、皆さんで協議してほしい。

- ・活動報告会を開催するかどうかを含めて、内容の設定は各地域協議会の任意となるが、市では発表会形式での活動報告会を開催してもらおうよう、全市の地域協議会にお願いしている。については4年前、平成28年に行った活動報告会を参考に、協議資料No.3のとおり提案する。

(以下、協議資料No.3に基づいて説明。)

- ・以上、詳細は今後もまとめていくものとし、方向性を委員間で協議してほしい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・平成28年に行った報告会では、地域活動支援事業の活動報告も行ったのだが、地域協議会の活動報告の場でこれを行うのは趣旨が違うのではないかと考え、地域協議会そのものの活動報告会にしたいと思っている。
- ・日程も、場所の問題や地域団体の新年の動きも考えてこの日を提案した。前回は2月末に行ったので、2月29日(土)も検討したが、日曜日のほうが区内の皆さんに来てもらえるかと思う。
- ・月例の地域協議会は別の日、2月20日(木)を想定している。そこで内容を最終調整して、3月1日(日)に報告会を行う段取りを考えている。
- ・まず、日付を検討したい。3月1日(日)の午後1時30分から活動報告会を行うということと、直前の地域協議会の日程は1月の地域協議会で正式決定するにしても、一応、2月20日(木)に仮決定したい。全委員、了解してもらえるか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・ここで皆さんに、内容の骨子も伝えたい。地域協議会の活動状況報告として、活動の概要を加藤副会長から、活動の成果の部分を山岸副会長から、専門部会の報告を各部会長から、それぞれ報告してほしい。開会のあいさつは私が担当する。
- ・地域協議会委員改選に伴う公募についてと次年度の地域活動支援事業については、事務局が説明する。
- ・司会進行も委員が行うようにしたいが、加藤副会長にも役割があるので、どうしたらよいか。進行のみだから、できれば横田弘美委員にお願いしたい。

#### 【横田委員】

- ・承知した。

#### 【片桐雄二会長】

- ・大まかな流れとしては、そのような形にさせてもらいたい。
- ・私が開会のあいさつをするので、閉会のあいさつは山岸副会長にお願いしたい。
- ・全体的には以上のように活動報告会を行いたい。皆さん、よいか。
- ・専門部会による報告は、後ほど事務局からタイムスケジュールが提案されると思うので、持ち時間がどの位かが決まったら、それに合わせて内容を作成してほしい。
- ・その他として、皆さんから協議すべき事項はないか。

#### 【山岸副会長】

- ・総合事務所の時間外受付の見直しに関しては、私も市議会を傍聴してきた。その時の市議会議員の発言だと、議会後に安塚区での説明が残っているとのことだった。
- ・吉川ではいつ2回目の説明をしたのか、私は記憶していない。先月の地域協議会では、町内会長連絡協議会より前の日程だったので説明がなかったはずだ。だから、2回目の説明を受けたか分からない。
- ・地域協議会の権限に関し、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条に地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項という文言がある。ここには諮問されなくても我々が自発的に審議して意見書にまとめられることが書かれている。
- ・ところが、私は町内会長連絡協議会でも述べたし、三地区の方々と一緒に市議会にも請願書を出して、余りに結論ありきで事務方が急ぎ過ぎだと述べた。
- ・吉川区町内会長連絡協議会でも、1回目の時には、まだこのあと十数区を回るのでこれで固まったものではないとの説明だった。これから十数区を回るということになると、その情報も欲しいし、くれるものだとも思っていた。ところが、11月には市議会議員に情報提供という形で、結論めいたものが市役所から出された。
- ・期間は置いたし、住民が何も言わないから了解なのだろうと、自分たちの都合の良いように捉えているのだろうが、何も言わないということが賛成したということではない。反対も含めて、まだこれから変わる可能性があるからということだから、説明を、報告ではなく説明を待っていたのだ。従って、町内会長が町内に情報伝達していない町内会もある。つまり、知らない市民がいる。
- ・それなのに、この案件はどんどん進められているし、町内会長にまず説明して、意見書にすることができる権限を有している地域協議会には、自主的審議事項として検討するに最も相応しい事務なのにきちんと説明されていない。時間外受付をなくして、市民には他の区まで出向けということになるのだから、はい、そうですかなどと言える訳がない。

- ・吉川で育って、六十数年も生きてきて、これから子どもや孫にどうやって引き継げばいいのか。産業・建設グループが集約されて、夜間受付、要は総合事務所の機能の一部が集約されて、市役所を含めても4か所しかない事務所に行かなければ用が足りなくなる。
- ・最終的には総合事務所も廃止・統合するのだと言っている人もいる。今でさえ、吉川から人口が減っている。ここに留まる人が減ってきているのに、そんな使い勝手の悪いことにはさせてはいけない。総合事務所機能が縮小すること自体が、吉川をどれだけ加速度的に衰退させるか。私はここでずっと生まれ育っているから、本当に心配をしている。ここにいる委員の皆さんも、全てそういう地域の思いを背に出席しているものと思っている。これを黙っていてよいはずがない。
- ・市は、地域協議会を外して、後回し、後回しにして、本来の審議をさせない状況に追い込んで、予算も通してしまっている。
- ・遅くても構わないので、吉川区地域協議会として、今回の進め方は問題があるという意見書を発信したいと私は思う。皆さんの考えを聞きたい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・分かりにくかったが、要は、地域協議会で時間外受付の見直しについて意見書を出したいという要望でよいか。
- ・地域協議会での自主的審議事項にしてもらいたいと提案があった。この提案に、皆さんがどのように考えるかを聞きたい。
- ・以前にも皆さんと協議したが、我々が市長に意見書を出すには、今日、話し合っ、今日の内に意見書を出すことにはならない。意見書を提出するには、我々が自主的に審議をして、皆さんの声がどうなのかを協議して、その結果を総意として意見書にまとめることが必要だ。事前の段階で自主的審議事項として扱うかどうかを皆さんに協議してもらわなければいけない。意見を出してほしい。

#### 【片桐利男委員】

- ・私は先月の地域協議会で、今ほどのことについて地域協議会で意見書を取りまとめることを会長が座長となって検討していて、そしてその中でいくつか、総合事務所長に照会をすることについて、スケジュールは予定どおりかと確認した。会長からは予定どおりだという返事だった。
- ・予定どおりの意味が何かといえば、意見書を出すということだと思う。従って、意見書をどうするかは既に検討委員会で意見書提出を前提に協議しているので、山岸

副会長が求めていることも当然にその中に反映されると私は考えているのだが、どういふものなのか。

**【片桐雄二会長】**

- ・ 前回の地域協議会で、質問には総合事務所が判断できる内容が多いので市長への意見書にはならないとして、総合事務所長宛てに質問書を提出することで合意を得た経過がある。質問書の提出に変わったことを皆さんも認識していると思う。だから、意見書としては出さないことになっている。そこを間違わないでほしい。
- ・ これは前回の地域協議会で皆さんの総意により決めてもらった結果であって、それが、先ほど協議してもらった質問書になっているのだ。
- ・ いずれにしても、質問書は防災行政無線の取扱いに関しての内容だ。時間外受付の見直しについては、何度も自治・地域振興課からも説明に来ているし、その時にも皆さんの意見を確認していて、特に時間外受付の見直しについては皆さんから意見もなかったと記憶している。
- ・ 山岸副会長からは町内会長向けの説明会に関する話があったが、その様子を事務局に聞きたい。

**【大場次長】**

- ・ 町内会長連絡協議会には、5月30日に1回目の説明を行った。その時に、防災行政無線に関する質問があったので、その内容に検討を加えて修正し、11月26日に2回目の説明をしている。
- ・ 地域協議会に対しては、6月の地域協議会で1回目の説明をした。そして、方針が決まったということで、10月17日に自治・地域振興課が来て、資料はなかったが2回目の説明をしている。

**【片桐雄二会長】**

- ・ 町内会長連絡協議会に対して説明したのは、合計2回か。

**【大場次長】**

- ・ 町内会長連絡協議会にも、地域協議会にも2回、説明をしている。
- ・ 市民には6月から7月にかけて、7地区で地区別懇談会を開いた際に、時間外受付の見直しについても説明している。

**【山岸副会長】**

- ・ 10月17日の地域協議会で説明をしたのか。皆さんはそういう認識でよいか。私には、その認識がない。資料にも、その項目はない。



- ・どこで説明があったのか、再度、質問する。

#### 【大場次長】

- ・自治・地域振興課長が来て報告した。会議の最初のほうで説明している。その時に、6月の地域協議会で一通り説明したが、再度、最初から内容を説明して、防災行政無線の新たな運用方針を説明した。

#### 【山岸副会長】

- ・その時にも報告事項か。私は町内会長連絡協議会でも、案の文字が取り払われた報告として受け取った。
- ・何度も言うようだが、私たちは2回目の説明があってその後に検討し、それならこうしようという流れになると期待していたし、1回目に説明を受けた時には、防災行政無線での緊急放送がなくなることばかりにみんなの気持ちが向いてしまった。
- ・気付くのが遅いと言われそうだが、総合事務所から宿日直がいなくなることが問題の根本だということにあらためて気付いた。だから、これから協議したいという申入れをしているが、補正予算が通過して、4月から実施されることが決まってしまった。しかし、13区にもそのことを知らない市民も大勢いる。吉川区内でもどれだけの市民が認識したものかと不安に思っている。だから、このことに関しては諮問されなくても、我々、地域協議会が真剣に審議する場面が必要なはずだ。
- ・しかし、現時点でそれをしていない。防災行政無線の議論はしてきたが、それは時間外受付の見直しが課題になる前の段階から議論してきたし、5月30日の町内会長連絡協議会での説明の後、地域協議会定例会の中で説明を受けた時に、それを盛り込んで今日に至っている。
- ・事務局に言っているのではない。防災行政無線はそれとして真剣に取り組まなければいけないが、我々が本当に取り組まなければいけないような、区内の状況が大きく変わってしまう宿日直の廃止に関して、見過ごしてしまっただけなのか、あらためて意見書として出すべきではないかということ、皆さんに聞きたい。
- ・できれば協議してもらいたいし、自主的審議事項にしてもらいたい。

#### 【大場次長】

- ・所長も述べたが、補正予算が議決され、4月のスタートに向けてこれから準備を進めていく。
- ・しかし、より丁寧に地域協議会の皆さん、町内会長の皆さん、市民の皆さんに説明して、理解を得ながら進めたいため、次回以降の地域協議会に自治・地域振興課が

来て説明するし、現在、住民説明会を開催することも検討している。

- ・それらも承知の上で、協議してほしい。

**【山岸副会長】**

- ・それは先ほど聞いたし、防災行政無線の関連だと私は認識している。根本の宿日直に関して見過ごされているということ、地域協議会委員がそれを何も審議していないことが残念だと感じている。
- ・無線、無線でここまでできてしまったので、あらためて協議しようというお願いだ。

**【片桐雄二会長】**

- ・地域協議会は、山岸副会長と事務局のやり取りを聞いているばかりの場ではない。皆さんの意見も聞かなければいけない。
- ・ただ、皆さんに承知してほしいことがある。山岸副会長から地域自治区の設置に関する条例の話があったが、条例ではこの案件に関し、地域協議会に審議を求めて承認を得るものにはなっていないと思う。事務局にはその辺りの説明をしてほしい。

**【大場次長】**

- ・諮問に関しては山岸副会長の発言にあったように、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条に規定されている。その第2項では、公の施設、体育館や公民館の管理のあり方や基本構想に関する事項は諮問して、必ず地域協議会の意見を聞くこととされているが、今回の時間外受付の見直しはそれに該当せず、第1項の自主的に意見を述べるものに該当するので、報告案件として皆さんに報告した。

**【片桐雄二会長】**

- ・山岸副会長は今の話の、意見を述べることができるという部分で提案しているものと思う。既に山岸副会長は市民団体の活動として意見を述べていることを我々も認識しているし、それを今度は地域協議会でも、ということだと思う。
- ・地域協議会で意見書を出すとなると、我々が自主的審議事項に挙げて、内容を十分に審議した後に意見書として提出しなければいけないというルールがあるので、それを踏まえてということになる。
- ・今、ここで出された内容に対し、皆さんにすぐに結論づけろというのも気が引けるので、次回の地域協議会でその内容について意見を出してもらって決めたいと思う。山岸副会長、それでよいか。

**【山岸副会長】**

- ・次回とは来年ということか。

【片桐雄二会長】

- ・ そうだ。
- ・ 今、ここで集約しても、皆さんの考えがまとまらないと思うが、すぐに多数決をしたほうがよいか。

【山岸副会長】

- ・ 多数決というより、皆さんの認識を聞きたい。と、いうのも、先ほどから何度も言っているように、我々、地域協議会が最も携わらなければいけないことに対して、市は今回、我々を飛び越して町内会長連絡協議会に説明してきた。我々も見過ぎていたのは確かだが、これからでも審議できるのではないかということだ。

【片桐雄二会長】

- ・ 山岸副会長の気持ちはそうだろうが、それは全員が同じ気持ちではないのだ。

【山岸副会長】

- ・ 皆さんの意見を聞きたいし、できれば多数決を採ってもらって、先延ばしすることなく自主的審議事項に挙げてもらいたい。

【片桐雄二会長】

- ・ 山岸副会長からそういう提案があった。私は各委員の意見というより、多数決を先に行ったほうがよいかと思う。
- ・ それについて、皆さんの意見はどうか。審議の進め方への意見を求める。

【片桐利男委員】

- ・ 10月17日の地域協議会に、防災行政無線の活用に係る検討委員会から今後の検討の進め方について案が示された。その中に10月、11月のスケジュールがある。それで、先月の地域協議会で、会長に今後も検討スケジュール案のとおりなのかと聞いたら、そうだと回答だった。
- ・ しかし今日、総合事務所長に宛てて防災行政無線の活用についてという質問書を提出するという事だった。会長の言い方が変わってきたのだが、会長の頭の中では、意見書ではなくて何にしようということなのか。
- ・ 地域自治区の設置に関する条例の話があり、地域協議会に諮問するものと、諮問しないが自主的審議はできるものの説明があった。同じことをもう一度聞く。先月、聞いた時には意見書提出はスケジュールどおりだということだったが、会長は今日の総合事務所長への質問をもって、何に変えようと考えているのか。

【片桐雄二会長】

- ・先ほどから説明しているとおり、前回の地域協議会で意見書にはならないと整理している。意見書にならないので、質問書として提出するとし、皆さんから同意してもらったというのが、前回の地域協議会の内容だ。スケジュールについては、意見書が質問書に変わったが、12月の地域協議会で予定どおり提出するというので、先ほど皆さんから承認を得たところだ。
- ・先月の地域協議会で皆さんにも確認を取っているのので、私の意見が変わったとか変わらないではない。皆さんの同意を確認しながら進めてきたので、私が個人的に云々というものではない。それ以上でも何でもない。そこは間違わないでほしい。

**【片桐利男委員】**

- ・では、現在は、質問書という形のを市に提出するという方向性で協議を進めているということか。

**【片桐雄二会長】**

- ・今、この場でではなくて、前回の地域協議会で皆さんの同意をもらっているのだ。

**【片桐利男委員】**

- ・と、いうことは、今回、新たに質問書という方向性を持つということではなく、既に先月からそういう方向性なのだということか。

**【片桐雄二会長】**

- ・そのとおりだ。

**【片桐利男委員】**

- ・市議会の総務常任委員会に傍聴に行ったという話をした。私が取り違いをしていたのかも知れないが、その時に「地域協議会や町内会に説明をしてあって、ここまで十分に協議をする時間があつたはずなので、予定どおりということではよいのではないか。」と発言した議員がいた。地域協議会に十分に時間を与えてあるじゃないかという言い方だった。

**【片桐雄二会長】**

- ・山岸副会長はこの場で皆さんの意見を聞きたいということだが、今、急に、この時間外受付の見直しの課題を自主的審議事項に挙げたいといっても、まずは自主的審議事項に挙げるか挙げないかを決めなければいけない。
- ・今日、結論をと求められたので、多数決で意見を集約したい。時間外受付の見直しに関する課題について、自主的審議事項に挙げたほうがよいと考える委員は挙手願いたい。

(4人が挙手。)

- ・では、自主的審議事項に挙げなくともよいと考える委員は挙手願いたい。

(9人が挙手。)

- ・と、いうことで、この案件に関しては吉川区地域協議会として自主的審議事項には挙げないことに決まった。
- ・他に発言はないか。

#### 【関澤委員】

- ・12月議会で議員が、市が高田区の地域協議会に諮問しないまま旧師団長官舎の管理運営の変更を伴う事務を進めたことについて質問し、村山市長が謝った。似たようなことが他にもあるようで、市民の意見を聞いてその声に応えなければいけないはずの市に対して、疑心暗鬼に感じる。
- ・地域協議会委員として心配なのは、総合事務所機能の集約に伴って過疎化に拍車がかからないかということだ。区内では子どもが非常に少なくなった。吉川とはどこにあるのだと言われぬように食い止めるのが吉川区地域協議会の役割ではないか。
- ・地域協議会に考える余地を与えずに実施してしまう市のやり方は、誠に遺憾だ。黙っていれば納得した、認めたと扱われる。もう少し、市と地域協議会がしっかりと認め合い、地域を守っていくようであれば、地域協議会などあつてないようなものだ。
- ・我々はもう1、2年の間、検討をしたいと言っているのに、非常に残念だ。

#### 【片桐雄二会長】

- ・委員の皆さんにお願いがある。この地域協議会の場というのは、名前のおり吉川区の地域をいろいろな観点から協議する場であると認識してもらいたい。
- ・ここは行政を非難する場ではないし、自分の思いの丈を行政にぶつける場でもない。過剰な発言は控えてほしい。皆さんに必要な情報は積極的に発言してほしいが、それが過度な行政批判だったりすると協議の場に馴染まないもので、そうならないように、注意して協議をしてもらいたい。

#### 【小林所長】

- ・いろいろな意見があった。議会や総務常任委員会を傍聴してもらった際の各々の受け止め方により、いろいろな表現もあったが、市のホームページで常任委員会並びに本会議を録画で見られるようになっているので、皆さんもそれらで是非、その場の議論を正確に理解してほしい。

- ・ケーブルテレビでも議会中継を放送している。いろいろな受け止め方もある。市長も自らの言葉で説明しているので、その点も理解願いたい。
- ・会長からも話があったが、これからどうしても、いろいろな部分で皆さんに考えてもらわなければいけない。逆に市にいろいろな工夫を助言してもらえればとも思っている。ただ、この先、人口の減少、高齢化に伴って、いろいろなサービスが求められてくるし、当然、税収、歳入とのバランスも出てくる。そのような中、5年後、10年後を見据えてどのように取り組むかは、地域協議会においても説明をしてきた。その中の一環として、行政改革の取り組みや事務事業の見直し等に進まざるを得ないことについても、皆さんから意見を聞き、理解を得たいという現状だ。
- ・時間外受付の見直しや防災行政無線の関係等について、市長からも丁寧な説明をするように指示されているし、今後、地域協議会や区内での住民説明を行うことを検討しているので、理解してほしい。

#### 【山岸副会長】

- ・非常に残念だ。我々が区内のことを協議するのではないのか。吉川区を本当に大切に思うなら、いろいろな話をお互いにやりとりするのが地域協議会だと思う。
- ・行政の今までのやり方に対して批判的な部分もあるかも知れないが、何より我々自身が吉川区の衰退をどう食い止めるか、どうすれば賑わいを創出できるかを、本気で考えなければいけないはずだ。それなのに、これでどうか、あれでどうかで今まで流れてきていることが非常に残念だ。

#### 【片桐雄二会長】

- ・それでは、次第の5 総合事務所からの諸連絡に移る。事務局から説明願いたい。

#### 【大場次長】

- ・施設の年末年始の休館について
- ・吉川区新年を祝う会の開催について
- ・男女共同参画推進センター情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の配布について

#### 【片桐雄二会長】

- ・その他に移る。地域協議会だより第38号の発行についてである。
- ・編集委員から編集状況の報告をしてほしい。

#### 【横田委員】

- ・吉川区地域協議会だより第38号の編集にあたり、速やかな原稿提出に感謝する。

- ・総合事務所から案が郵送されたので、皆さんも確認したことと思う。文章は編集委員会議において、前後の関係を見ながら一部を修正したので了解してほしい。
- ・編集された案に、不都合や意味合いが狂ってしまった点など、修正が必要な箇所があれば、12月23日（月）の夕方5時までに、総合事務所へ連絡してほしい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・次に、地域協議会だよりの発行について、もうひとつ協議したい。
- ・事務局から、地域協議会の改選や報告会の開催を周知する必要があるので、吉川区地域協議会だよりを発行したい、内容が決まりきったものになるので号外として事務局で編集したいとの提案があった。皆さん、了解してもらえるか。  
(会場内から、「はい。」の声。)
- ・それでは、次回の地域協議会の日程を調整する。第三木曜日は16日だが、1月は正月明けで皆さんも忙しいと思うので、第四木曜日の23日に開催したいがどうか。  
(会場内から「はい。」の声あり。)
- ・では、次回の地域協議会は1月23日（木）の18時30分から、ここで開催する。
- ・会議の閉会を宣言。

## 9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線211)

E-mail: yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。